

別表（帯広市告示第 211 号）

1	工事番号	1	
2	工事概要	工事名	視線誘導標設置工事
		工事場所	富士町西 3 ～ 4 線 2 3 号
		工事内容	道路付属施設工一式（視線誘導標設置 1 1 基 撤去 1 2 基）、構造物撤去工一式、仮設工一式
		工期	契約締結日の翌日(翌日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、翌開庁日)から 令和8年11月30日まで
3	予定価格	(消費税込み額)	1,771,000 円
4	発注方式		単体施工
5	参加資格要件	工種	とび・土工工事
		等級	該当なし
		所在地	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。
		施工実績 ※平成23年4月1日以降に工事が完成、引渡し済んでいるもの。（共同企業体で施工した工事を実績としようとするときは、当該共同企業体の構成員として出資比率が 20% 以上の場合に限る。）	道路付属物工の元請としての実績があること。
		技術者	告示文を参照のこと。
		当該工事に係る設計業務等の受託者	該当なし
6	入札参加意思の確認	入札参加意思表明書	提出が必要
7	入札参加資格申請のその他必要書類	特定建設工事共同企業体協定書	提出を要しない
		配置予定技術者経歴書	提出を要しない
		同種又は類似工事施工実績書	提出が必要（入札後、最低価格入札者のみ）
8	入札書以外の指定書類	工事費内訳書	提出が必要

9	落札者の決定方法		予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
10	契約締結に関する事項	契約締結期限	落札決定の通知を受けた日から7日後（7日後が土曜日、日曜日又は休日の場合は翌開庁日）まで。 期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。
		契約保証金	免除する
11	前払金、中間前払金及び部分払	前払金	契約金額が250万円以上の工事については、請求により支払限度額の4/10の範囲において前金払をする。
		中間前払金	契約金額が250万円以上かつ工期が90日以上で市が定める要件を満たす場合には、請求により前金払に加え工事代金の2/10の範囲において追加的に前払いすることができる。ただし、部分払との併用はできない。
		部分払	契約金額が1,000万円以上の工事については、出来形部分の工事金額500万円を超えるごとに部分検査を行い、その9/10以内に相当する金額の部分払をすることができる。ただし、部分払は2回を限度とする。
12	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に規定する対象工事		対象工事でない。
13	注意事項		(1) 告示本文及び入札説明書を参照のこと。 (2) 設計図書はホームページ上からダウンロードできる。 (3) 本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」の対象工事である。 (4) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。
14	施工担当課		道路維持課